

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奈良県香芝市長

公表日

令和5年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する業務
②事務の概要	<p>児童扶養手当制度は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度である。</p> <p>児童扶養手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、所得判定による認定決定、支払月額決定、各種通知書の作成を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <p>①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 （児童扶養手当法施行規則第1章第1条、等）</p> <p>②現況届の確認に関する事務 （児童扶養手当法施行規則第1章第4条、等）</p> <p>③地方税関係、年金給付関係、障がい者関係等の情報確認に関する事務 （情報提供ネットワークシステムの利用を想定）</p> <p>④「サービス検索・電子申請機能」により、申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込み、受領。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、同法別表第1第37号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、同法別表第2第57号 【情報提供の根拠】 番号法第9条、同法別表第1第37号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市 福祉部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1 問い合わせ先電話番号 0745-79-7522
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市 福祉部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1 問い合わせ先電話番号 0745-79-7522

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	部署・所属長	福祉健康部子ども支援課子育て支援室	福祉健康部児童福祉課	事後	機構改革に伴う名称変更
平成29年4月1日	所属長	子育て支援室長	児童福祉課長	事後	機構改革に伴う名称変更
平成29年4月1日	請求先	香芝市福祉健康部子ども支援課子育て支援室 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1	香芝市福祉健康部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1	事後	機構改革に伴う名称変更
平成29年4月1日	連絡先	香芝市福祉健康部子ども支援課子育て支援室 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1	香芝市福祉健康部児童福祉課 639-0251 香芝市逢坂一丁目374番地1	事後	機構改革に伴う名称変更
平成29年4月1日	対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	再評価・実施
平成29年4月1日	対象人数の時点	平成27年3月31日	平成29年4月1日	事後	再評価・実施
平成30年6月29日	②法令上の根拠		【情報提供の根拠】	事後	
令和1年6月20日	リスク対策		『IV リスク対策』の項目を追記	事後	新様式への変更
令和3年4月1日	部署・所属長	福祉健康部児童福祉課	福祉部児童福祉課	事後	機構改革に伴う名称変更
令和3年9月1日	I 関連情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和4年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		【事務の概要】 ④マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領 【システムの名称】 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事前	マイナポータルにおける電子申請の導入
令和5年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【事務の概要】 ④マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領 【システムの名称】 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	【事務の概要】 ④「サービス検索・電子申請機能」により、申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込み、受領。 【システムの名称】 申請管理システム	事後	申請管理システムを利用したオンライン手続が導入されたため